

令和3年度  
ストップコロナ！対策認定制度  
募集要項

「ストップコロナ！対策認定制度」は、各業界団体が作成した感染症対策ガイドラインに基づいた感染症対策を実施する店舗を「ストップコロナ！対策認定店」として認定する制度です。

認定店舗は、県の定める認定ステッカー及び認定ポスターを掲示し、店舗側の感染症対策の取り組みを『見える化』することで、消費者が安心して店舗を利用できるようになります。当制度の活用により、消費者の信頼性の確保、事業者の感染症対策の促進、消費喚起による地域経済の活性化を図ることを目的としています。

当制度の概要、申請方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、申請される方は、熟読いただくようお願いいたします。

令和3年3月26日作成

令和3年6月18日改正

令和3年7月14日改正

令和3年8月19日改正

群馬県産業経済部経営支援課

## 1. 認定対象店舗

対象となる店舗は、次のすべての要件を満たす店舗です。

- (1) 群馬県内に所在する店舗
  - (2) 日本標準産業分類の大分類のうち、以下のア～エのいずれかの事業を営む店舗
    - ア 卸売業、小売業 ※卸売業を除く
    - イ 宿泊業、飲食サービス業
    - ウ 生活関連サービス業、娯楽業
    - エ 教育、学習支援業 ※学校教育を除く
  - (3) 過去3年間において労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていない店舗
  - (4) 店舗代表者及び従業員が暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものと関係を有していない店舗
  - (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない店舗
  - (6) 県または商工会連合会等の職員による店舗への現地調査に協力する意思があり、平日9時～16時までの時間帯の訪問に対応できる店舗
  - (7) 店舗従業員の検温等健康管理を実施するとともに、店舗利用者の体調確認及び必要に応じ検温を実施できる店舗
- ※ (2) ア～エ以外の事業を営んでいる店舗で消費者向けの販売・サービスの提供を行っている店舗については、新型コロナウイルス対策を行うことで、消費者の安心な入店及び事業者の業績改善に繋がるものかどうか個別に判断し、本制度による支援が必要だと特に認められた場合は対象となります。
- ※ 中小・小規模事業者以外が運営する店舗についても認定対象です。
- ※ キッチンカーや移動販売車、タクシー、観光バスなど、その車両が、消費者向けの販売・サービスの提供を行う場となっているものについても認定対象です。

[参考：本事業における中小・小規模事業者の範囲]

業種	資本金の額、従業員数等
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
宿泊業 飲食サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
生活関連サービス業 娯楽業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
教育、学習支援業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※上記の条件に該当する事業者でも、大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社（いわゆる「みなし大企業」）は、中小・小規模事業者には該当しませんのでご注意ください。

## 2. 認定の基準

店舗の業種に対応した「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」のすべての項目を満たしている店舗を認定します。

※店舗の業種に対応したガイドラインは、県ホームページに掲載している「ガイドライン業種区分表」からご覧ください。

(例：そば・うどん店に該当する店舗を申請する場合→群馬県飲食業生活衛生同業組合の作成したガイドラインのすべての項目を満たす必要があります。)

※「ガイドライン業種区分表」にガイドラインが掲載されていない業種については、厚生労働省作成の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」をご使用ください。ただし、「ガイドライン業種区分表」に掲載がない場合でも、業界団体で作成したガイドラインがある場合は、そちらを優先してご使用ください。

※主なガイドラインは群馬県ホームページから参照できます。

※該当ガイドラインが不明な場合は、県経営支援課までお問い合わせください。

## 3. 申請期間

第1次受付：令和3年4月5日（月）～4月19日（月）【必着】

第2次受付：令和3年5月6日（木）～5月20日（木）【必着】

第3次受付：令和3年6月7日（月）～6月21日（月）【必着】

第4次受付：令和3年7月5日（月）～7月20日（火）【必着】

第5次受付：令和3年8月5日（木）～8月19日（木）【必着】

第6次受付：令和3年9月6日（月）～9月21日（火）【必着】

第7次受付：令和3年10月5日（火）～10月19日（火）【必着】

第8次受付：令和3年11月5日（金）～11月19日（金）【必着】

第9次受付：令和3年12月6日（月）～12月20日（月）【必着】

第10次以降の申請期間は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、後日、決定します。

※現時点の予定です。申請期間に変更があった場合は、県ホームページでお知らせします。

## 4. 申請方法

☆申請書類提出先

ストップコロナ！対策認定制度事務局（株式会社JTB群馬支店内）

【メール】

gunma-stopcovid19@jtb.com

【郵送先】

〒370-0045

群馬県高崎市東町9番地 ツインシティ高崎4階 株式会社JTB群馬支店内  
ストップコロナ！対策認定制度事務局

【申請手続きについてのお問い合わせ】

電話：027-310-3062

※同一企業または同一商業施設内で複数の店舗を申請する場合は、管理部門や核店舗の方が申請担当者として申請書を取りまとめるうえ、提出をお願いします。

#### ☆提出方法

- ・メール、郵送、または持参により提出してください（期間内必着）。
- ・メールで提出する場合、ファイル形式は以下のとおりとしてください。  
申請書及び誓約書：WordまたはPDF  
ガイドライン：PDF  
写真：ExcelまたはPDF（県ホームページに掲載している「写真提出シート」に画像を貼り付けたもの）  
営業許可証の写し（飲食店・社交飲食店のみ）：PDF
- ・申請書類を持参する場合は、申請期間内の平日9時～16時の間（12時～13時を除く）に提出してください。

### 5. 申請書類

- (1) ストップコロナ！対策認定申請書
- (2) 店舗の業種に対応した感染症対策ガイドライン
- (3) 店舗内の感染症対策実施状況を示した写真
- (4) 営業許可証（飲食店・社交飲食店のみ）
- (5) そのほか、店舗で実施している感染症対策がわかる資料（任意）

※申請書等は県ホームページからダウンロードすることが可能です。

※写真は【記載例】のように店舗全体の感染症対策の実施状況がわかるものとしてください。  
飲食店や社交飲食店の場合、客席やフロア全体がわかるものも必ず入れてください。

### 6. 事前審査

申請のあった店舗について事前審査会等を実施し、認定の可否を決定します。また、事前審査会等の前に県または商工会等の職員が店舗の現地調査を実施しますので、対応等ご協力をお願いいたします。（現地調査は平日9時～16時の間に実施します。）

### 7. 認定

審査結果を基に県が店舗を認定します。

認定後、認定証・認定ステッカー・認定ポスター等は原則店舗へ発送します。

認定の有効期間は、認定の日から令和5年3月31日までとなります。

第3次受付（令和3年6月7日～6月21日）までに申請された方は、申請を行った窓口（群馬県産業経済部経営支援課または群馬県商工会連合会）で引き取る形になります。

#### ◆不認定となった場合

不認定となった場合は、県からその旨を記載した通知を送付します。なお、不認定となった場合も再申請は可能です。

### 8. 認定証の掲示

認定ステッカー・認定ポスター受領後は、認定店舗に認定ステッカー・認定ポスターを掲示することができます。認定ステッカー・認定ポスターを紛失した場合、再発行は1回のみになりますので、ご了承ください。

また、認定ステッカー・認定ポスターを他者に譲与・貸与することは禁止します。

## 9. 認定の取り消し

認定店舗が次のいずれかに該当する場合は、認定が取り消されることがあります。

- (1) 認定店舗の対象要件を満たさなくなった場合や、制度の信用を失墜する行為を行うなど認定店舗として適当でなくなった場合
- (2) 悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合

認定の取り消しがあった場合、店舗の代表者は、認定証、認定ステッカー、認定ポスターを返還する必要があります。

## 10. 認定の一時停止

認定店舗の利用客または従業員に新型コロナウイルス感染症に罹患した者が発生し、感染拡大の恐れがある場合は、認定が一時停止されることがあります。

認定の一時停止があった場合、店舗の代表者は、認定証、認定ステッカー、認定ポスターの掲示を一時的に取り止める必要があります。

### ◆認定の再開

認定店舗が次のすべての要件を満たしたときは、認定を再開できます。

- (1) 店舗が保健所の指導に準じて店舗内の消毒等を実施していること
- (2) 県が店舗の状況調査を実施し、店舗が十分な感染防止策等の実施を行っている判断できること

## 11. 認定店舗の掲載

認定店舗は、店舗の名称・所在地等の情報を県ホームページ（ストップコロナ！対策認定店MAPサイト）に掲載します。ただし、申請時に掲載を希望しなかった店舗の情報は掲載しません。

## 12. 更新認定

令和2年度中に認定を受けて、更新認定を希望する認定店舗には、更新手続きを行います。更新申請のあった店舗に現地調査を行い、業界団体等が作成した感染症対策ガイドラインに基づき、感染症対策を継続して実施していることを確認します。

更新認定の有効期間は、更新認定の日から令和5年3月31日までとなります。

### ◆申請期間

令和3年8月20日（金）～12月10日（金）【必着】

※令和2年度中の認定有効期限は令和3年12月31日までとなっておりますので、お早めに更新手続きをお願いします。

#### ◆申請書類

- (1) ストップコロナ！対策認定更新申請書（※新規の申請書とは異なります）
- (2) 店舗の業種に対応した感染症対策ガイドライン
- (3) 店舗内の感染症対策実施状況を示した写真
- (4) 営業許可証（飲食店・社交飲食店のみ）
- (5) そのほか、店舗で実施している感染症対策がわかる資料（任意）

#### ☆申請書類提出先

ストップコロナ！対策認定制度事務局（株式会社JTB群馬支店内）

##### 【メール】

gunma-stopcovid19@jtb.com

##### 【郵送先】

〒370-0045

群馬県高崎市東町9番地 ツインシティ高崎4階 株式会社JTB群馬支店内  
ストップコロナ！対策認定制度事務局

##### 【申請手続きについてのお問い合わせ】

電話：027-310-3062

※令和2年度の申請書類提出先と異なりますので、ご注意ください。

※同一企業または同一商業施設内で複数の店舗を申請する場合は、管理部門や核店舗の方が申請担当者として申請書を取りまとめのうえ、提出をお願いします。

#### ☆提出方法

- ・メール、郵送、または持参により提出してください（期間内必着）。
- ・メールで提出する場合、ファイル形式は以下のとおりとしてください。  
更新申請書及び誓約書：WordまたはPDF  
ガイドライン：PDF  
写真：ExcelまたはPDF（県ホームページに掲載している「写真提出シート」に画像を貼り付けたもの）  
営業許可証の写し（飲食店・社交飲食店のみ）：PDF
- ・申請書類を持参する場合は、申請期間内の平日9時～16時の間（12時～13時を除く）に提出してください。

#### ◆現地調査

申請書類受付後、現地調査を行います。現地調査は順次行いますので、申請書類受付から1～2ヶ月程度かかる場合があります。現地調査で更新認定となった店舗には、認定ステッカー・認定ポスターをその場でお渡しします。

#### ◆更新認定の基準

更新認定の基準については、原則として新規の認定に準じて行います。

### 1 3. 注意事項

本認定制度は、業界団体等が作成した感染症対策ガイドラインに基づき、感染症対策を実施していることを認定するものであり、認定店舗での新型コロナウイルス感染者が発生しないことを保証するものではありません。

### 1 4. 申請・現地調査等に関するお問い合わせ先

(申請手続き・認定証等の配送)

- ・ストップコロナ！対策認定制度事務局（株式会社 J T B 群馬支店内）：027-310-3062

(現地調査・認定等)

- ・群馬県産業経済部経営支援課：027-226-3342 又は 3344

### 1 5. 制度に関するお問い合わせ先

群馬県 産業経済部 経営支援課 流通・サービス業係

電 話：027-226-3342 又は 3344

メール：stopc19@pref.gunma.lg.jp

県ホームページ：[http://www.pref.gunma.jp/06/g09g\\_00363.html](http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html)

※電話での受付は平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までです。

※問い合わせが混み合う場合もありますので、その場合はお手数ですが、メールでお問い合わせいただきますようお願いいたします。